

佐賀県告示第81号

佐賀県農業共済組合検査規程（平成22年佐賀県告示第161号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（常例検査及び年間検査計画等の作成）</p> <p>第5条 常例検査は、法第209条第2項の規定に基づき、<u>全ての組合について、毎年1回実施するものとする。</u></p> <p>2 知事は、年度当初に、月別及び組合別の年間検査計画並びに当該年度における検査重点事項を作成する。</p> <p>3 略</p> <p>（無通告検査の実施）</p> <p>第11条 検査は、あらかじめ通告をしないで行うものとする。</p>	<p>（常例検査及び年間検査計画等の作成）</p> <p>第5条 常例検査は、法第209条第2項の規定に基づき、毎年1回実施するものとする。</p> <p>2 知事は、年度当初に、月別の年間検査計画及び当該年度における検査重点事項を作成する。</p> <p>3 略</p> <p>（無通告検査の実施）</p> <p>第11条 検査は、あらかじめ通告をしないで行うものとする。<u>ただし、知事が必要があると認めた場合は、この限りでない。</u></p>

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第13条関係）

（表）

← 9センチメートル →

<u>身分証明書</u>		第 号
職名	氏名	写真添付
	(年 月 日生)	
上記の者は、農業保険法第209条第1項から第3項までの規定による検査の職務に従事する者であることを証明する。		
年 月 日		
有効期間		
年 月 日から 年 月 日まで		
佐賀県知事		印

↑
5.5センチメートル
↓

（裏）

- 1 検査の際にこの証明書を必ず携帯しなければならない。
- 2 この証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書を紛失し、若しくは汚損したとき、又は記載事項に変更があったときは、直ちに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。
- 4 検査に従事しなくなったときは、直ちにこの証明書を発行者に返納しなければならない。
- 5 公印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは、無効とする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。